

通学費等補助制度のお知らせ

学費などの一部援助を行っています～

■高校等生徒遠距離通学費等補助

他の市町村の高等学校などへ進学されることとなった生徒の保護者の負担を軽減するため、通学費や下宿費の一部補助を行っています。

補助の対象となる方は、平成19年度以降に浦幌町立中学校を卒業された生徒の保護者で、小・中学校において実施されている就学援助制度（学用品費や給食費などを援助）の「準要保護者」に該当する方です。

なお、補助金の支給を希望される場合には、手続きについてあらかじめご相談願います。

◆補助対象経費

- ①通学費（定期乗車券購入経費に限る）
- ②下宿費（食費、光熱水費及び管理費などを除く部屋代に限る）

◆補助の額

★補助対象経費の2分の1（※年額20万円を上限に千円未満切り捨て）

◆補助要件

★就学援助制度における該当要件と同じ

■高等学校生徒就学費等補助金

公立、私立高等学校などに在学している生徒などが安心して勉学に打ち込めるよう、就学にかかる費用の一部を補助します。

◆対象者

- ①平成27～29年度に浦幌町立中学校を卒業し、生徒などとなった方の就学費用負担者。
※ただし、浦幌町立中学校を卒業していない生徒などの就学費用負担者が、本町の住民基本台帳に記録され、町民として10年以上居住しようとする方も含みます。
- ②生徒などまたは就学費用負担者が、本町の住民基本台帳に記録されている方
- ③就学費用負担者が生活保護を受けていなく、町税、その他町の使用料などを滞納していない方
- ④生徒などが在学年において就学期間を修了もしくは卒業した方

◆補助金の額

★生徒など一人当たり・・・年額3万円

◆申請方法

交付申請書のほか、次の表をご参照のうえ提出してください。

| | 卒業した場合 | 就学期間を修了した場合 |
|------|---------------------|---------------------------------|
| 添付書類 | 卒業証書の写しまたは卒業証明書 | 在学証明書（修了証書を受けた日から3月31日までに発行のもの） |
| 提出期間 | 3月1日（金）から3月15日（金）まで | 3月22日（金）から3月29日（金）まで |

◆提出先

★教育文化センター2階教育委員会事務所または上浦幌支所へ提出願います。

※対象となる就学費用負担者には2月中旬を目途に郵送にてご案内します。

なお、案内が届かない場合やご不明な点がございましたらお問合せください。

また、浦幌町立中学校を卒業していない生徒などの就学費用負担者で対象となる方は、お問合せください。

★詳しくは下記までお問合せください。

☎浦幌町教育委員会総務係（☎576-2117）

就学援助制度および遠距離通

～児童生徒の保護者に対し教育費や通

■就学援助制度

町では、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費や給食費など必要な教育費の援助を行っています。

※前年度認定となっている方も毎年度申請が必要になりますので、ご注意ください。

◆援助を受けられる保護者

生活保護法に規定する要保護者と、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められ、次に該当する方（準要保護者）。

| | |
|------|--|
| 該当要件 | ①生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた世帯 ②町民税が非課税または減免された世帯 ③個人事業税または固定資産税が減免された世帯 ④国民年金の掛け金が減免された世帯 ⑤国民健康保険料の減免または徴収を猶予された世帯 ⑥児童扶養手当（児童手当とは違います）を受けている世帯 ⑦世帯更生貸付補助金による貸付を受けた世帯 ⑧保護者が失業などにより著しく収入状態が悪化している世帯 ⑨災害、不慮の事故などにより生活が困窮している世帯 ⑩その他特別な事情により著しく生活が困窮している世帯 （※⑧、⑨、⑩は収入制限があります） |
|------|--|



◆援助を受けられる費目

- ・学用品費 ・通学用品費 ・校外活動費 ・体育実技用具費 ・新入学児童生徒学用品費
- ・クラブ活動費 ・生徒会費 ・PTA会費 ・修学旅行費 ・通学費 ・学校給食費
- ・医療費（中耳炎、う歯など）

◆援助の額

国または町で定められた額

◆申請手続の方法

- ・在校児童生徒のいる世帯
各小中学校よりご案内しておりますので、各通学校へ申請書を提出してください。
- ・新入学児童がいる世帯
教育委員会より郵送にてご案内しておりますので、教育委員会学校教育係（教育文化センター2階事務所）へ申請書を提出してください。なお、2月に各小学校で開催される「1日体験入学」の際に提出することもできます。

◆提出期日

2月15日（金）まで

※援助費目のうち「新入学児童生徒学用品費」については、申請された時点で収入などの認定要件が確認できた場合、入学前（1月下旬～3月中旬）に支給いたしますので、希望される方は必ず期日までに申請してください。ただし、入学前に浦幌町外へ転出された場合は、援助費を返還していただくこととなりますのでご注意願います。

※期日以降も、年度途中の申請については随時受付しています。

★ご不明な点は、下記までお問合せください。

☎教育委員会学校教育係（☎576-2117）